

南 三 陸 町
協働によるまちづくり基本指針
(素案)

あなたが主役 みんなで支える まちづくり

～地域づくりの主役はあなたです！～

平成21年11月26日

南 三 陸 町

目 次

【指 針】南三陸町

第1章	今なぜ「協働によるまちづくり」が必要なのか？	P 1
第2章	「協働によるまちづくり」とは？	P 3
1	協働によるまちづくりって何？ ～基本的な考え方～	
2	協働によるまちづくりに大切なこと ～5つのルール～	
3	地域と行政では何をすればいいの？ ～地域と行政の役割～	
第3章	南三陸町はいま！？	P 5
1	地域の現状	
2	行政の現状	
3	地域と行政の関係	
4	協働によるまちづくりに向けた課題	
第4章	南三陸町協働によるまちづくりが目指すもの	P 13
1	キャッチフレーズ（基本理念）	
2	基本方針	
3	話し合う関係づくり	
4	支え合う仕組みづくり	
5	協働の拠点づくり	

こ れ か ら ～ 協働のスタートラインに立って ～

【提 言 書】 南三陸町協働によるまちづくり基本指針策定委員会

【参考資料】

- ① 南三陸町の協働の取組事例
- ② 南三陸町の人口の現状
- ③ 他市町村の協働の定義
- ④ 基本指針策定までの流れ
- ⑤ 基本指針の策定に協力した人たち
- ⑥ 策定委員会の開催経過

■南三陸町協働によるまちづくり基本指針 全体構成

はじめに～参加と協働が活発なまちづくりの実現に向けて～

★南三陸町のまちづくりが目指すこと【総合計画基本構想より】

- ・ まちの将来像は「自然・ひと・なりわいが紡ぐ 安らぎと賑わいのあるまち」
- ・ 施策大綱の1つに「参加と協働が活発なまちづくり」、リーディングプロジェクトの1つに「協働のまちづくり推進」

★基本指針の位置づけ

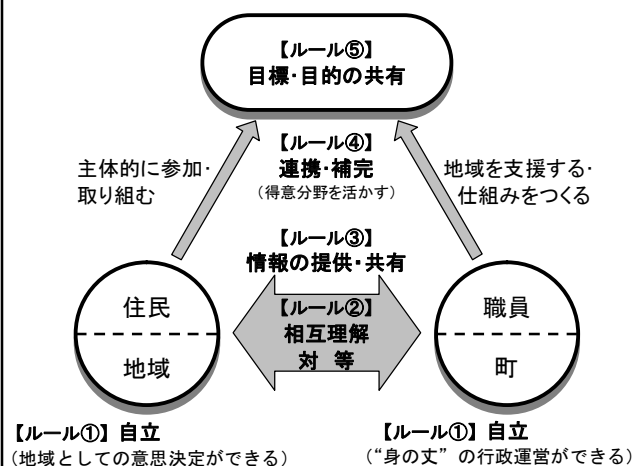
- ・ 協働のあり方や今後の取り組みの方向性を示し、町民みんなで共有。
- ・ 町民と町職員によって構成された策定委員会で検討。WSを中心に15回開催。

1. 今なぜ「協働によるまちづくり」が必要なのか？

- ① 地方と国の関係が変わろうとしています
- ② 少子高齢化社会へ
- ③ 私たちの生活が変わってきました
- ④ 行政も変わらなければ・・・

2. 「協働によるまちづくり」とは？

- 2-1. 協働によるまちづくりって何？
- 2-2. 協働のまちづくりに向けて大切なこと



みんなで・楽しく・気軽に・無理せず・出来ることから

2-3. 地域と行政では何をすればいいの？

- ・ 共通することは「地域づくりの主役であることを自覚し、主体的に参加する。」

4. 南三陸町協働によるまちづくりが目指すもの

4-1. キャッチフレーズ(基本理念)

あなたが主役 みんなで支える まちづくり

～地域づくりの主役は あなたです！～

4-2. 基本方針

4-3. 基本方針1 話し合う関係づくり

地域内・地域間・地域と町などが互いに話し合えるような関係づくり

4-4. 基本方針2 支え合う仕組みづくり

地域と町が協働でまちづくりを進めていくための支え合う仕組みづくり

4-5. 基本方針3 協働の拠点づくり

地域づくりの拠点としての地域振興センターの機能強化・体制整備

3. 南三陸町は いま！？

3-1. 地域の現状

- ① “地域”には様々な単位・領域が存在
- ② 多様な「地域基礎組織」が併存
- ③ 多彩な地域活動に取り組む企業や団体の出現

3-2. 行政の現状

- ① 行財政改革の取り組み
- ② 様々な地域活動への支援
- ③ 地域づくり拠点としての「地域振興センター」

3-3. 地域と行政の関係

- ① 地域基礎組織による個別的な要望・活動
- ② 地域内に存在する“タテ割り”構造

3-4. 協働によるまちづくりに向けた課題

- ① 多様な主体の連携による地域づくりの体制強化
- ② 協働を前提とした地域と町の関係の構築
- ③ 地域振興センターの“地域づくりの拠点”としての機能強化

これから～協働のスタートラインに立って～

町の将来像「自然・ひと・なりわいが紡ぐ・安らぎと賑わいのあるまち・南三陸町」の実現を目指して

はじめに

～ 参加と協働が活発なまちづくりの実現に向けて ～

平成17年10月に旧歌津町と旧志津川町が合併し、南三陸町が新たに誕生しました。

南三陸町では、地域と行政が一体となったまちづくり、地域づくりが必要であるとし、町の総合計画において、優先的・横断的に取り組むリーディングプロジェクト（特に重要であり先導性を持つ政策）に「協働によるまちづくりの推進」を位置づけています。

「南三陸町協働によるまちづくり基本指針」は、協働によるまちづくりを推進するにあたり、南三陸町における住民と行政の協働のあり方やその方向性を示すために策定するものです。

☆ 南三陸町のまちづくりが目指すこと 【総合計画基本構想より】

総合計画では、町の将来像を「自然・ひと・なりわいが紡ぐ 安らぎと賑わいのあるまち・南三陸町」としています。

将来像を実現するために、7つの政策柱を掲げ、町の将来は、町民、企業、行政など様々な主体の連携と協働によってつくられていくことが必要であるという観点で「参加と協働が活発なまちづくり」を地方分権社会として確固たる基盤を築くための政策としており、町の総合計画の中で優先的、横断的に取り組むリーディングプロジェクトに位置づけ、開かれた町政の推進、地域コミュニティ活動の充実、ふるさと意識の共有、国際交流・地域間交流の推進、男女共同参画社会の形成等によりまちづくりを推進するものとしています。

☾ 基本指針の位置づけ

南三陸町協働によるまちづくり基本指針は、「参加と協働が活発なまちづくりの推進」にあたり、南三陸町における協働のあり方やその方向性を示したものであり、住民と行政が一緒に参加・協働することにより、活力あるまちづくりを推進するための道標となるものです。

基本指針の策定にあたっては、住民と町職員によって構成された南三陸町協働によるまちづくり基本指針策定委員会を設置し、ワークショップを中心に15回にわたり委員会を開催し検討を重ね、さらに、町職員を対象とした「協働によるまちづくり職員研修」の成果等も踏まえてまとめたものです。



第1章 今なぜ「協働によるまちづくり」が必要なのか？

いま何故、地域と行政による協働のまちづくりが必要なのでしょう？

第1章では、協働によるまちづくりが求められるようになった社会的背景について説明します。

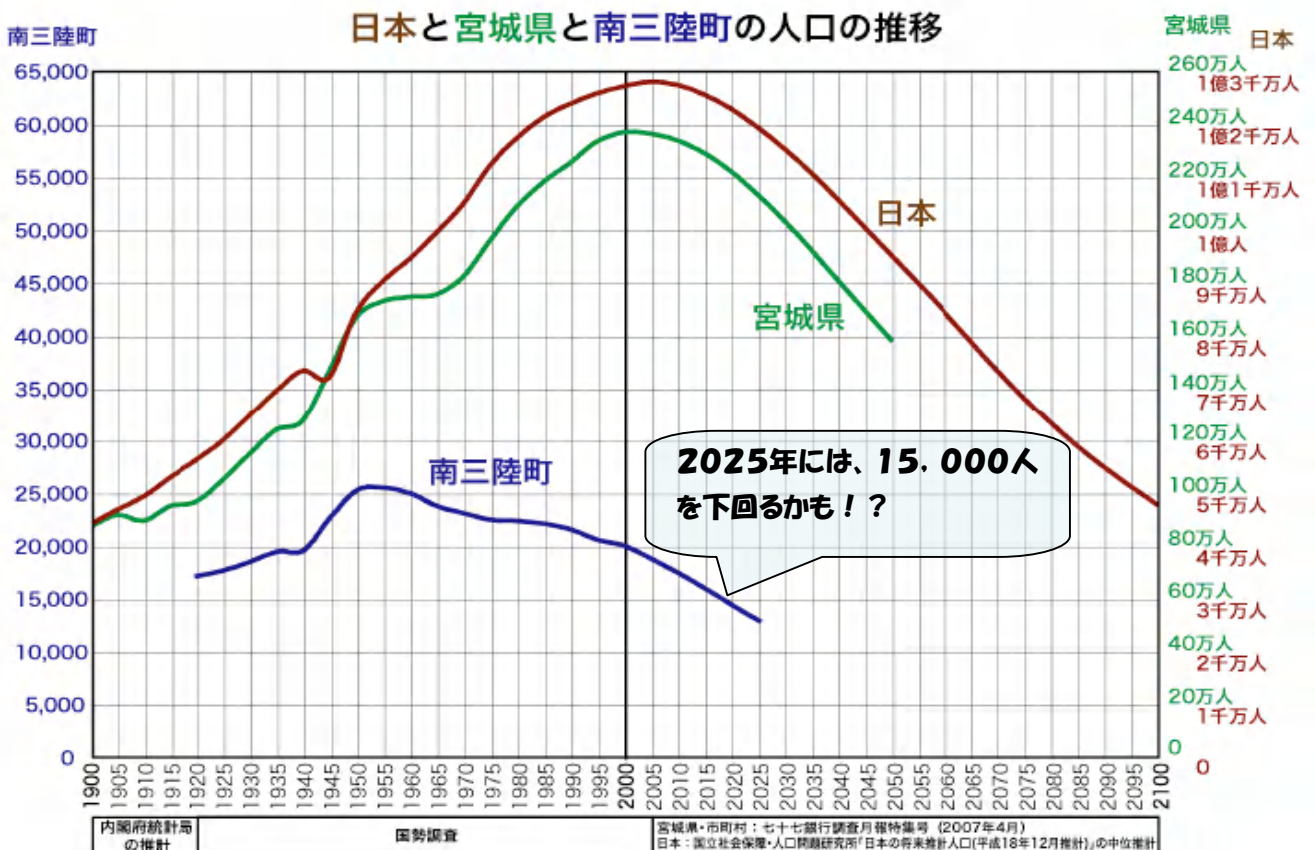
① 地方と国の関係が変わろうとしています ～地域主権の推進～

これまでの地域づくりは、中央集権による全国画一的に均衡ある発展をすることが望ましいとされ、「国→県→市町村→地域」という縦の流れ、いわゆるトップダウンの方式により進められてきました。

しかし、地方分権／地域主権の推進により、国と地方の関係は「上下・主従」から「対等・協力」の関係に移行しているところであり、これからは、従来の中央集権型の考えから脱却し、地域の自己決定による、地方の実情に応じた地域づくりを進めていくことが求められています。

② 少子高齢化社会へ ～人口減少社会の到来～

日本社会全体では、少子化の進展により、すでに人口減少社会に突入しています。また、南三陸町では1955年頃を境に人口減少が続いています。今後、担い手となり得る現役世代が減少することにより、地域活力の低下が懸念されています。

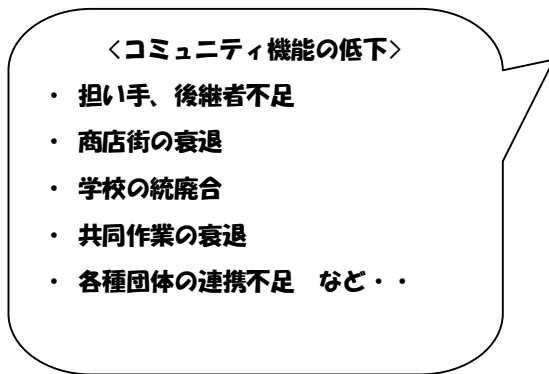
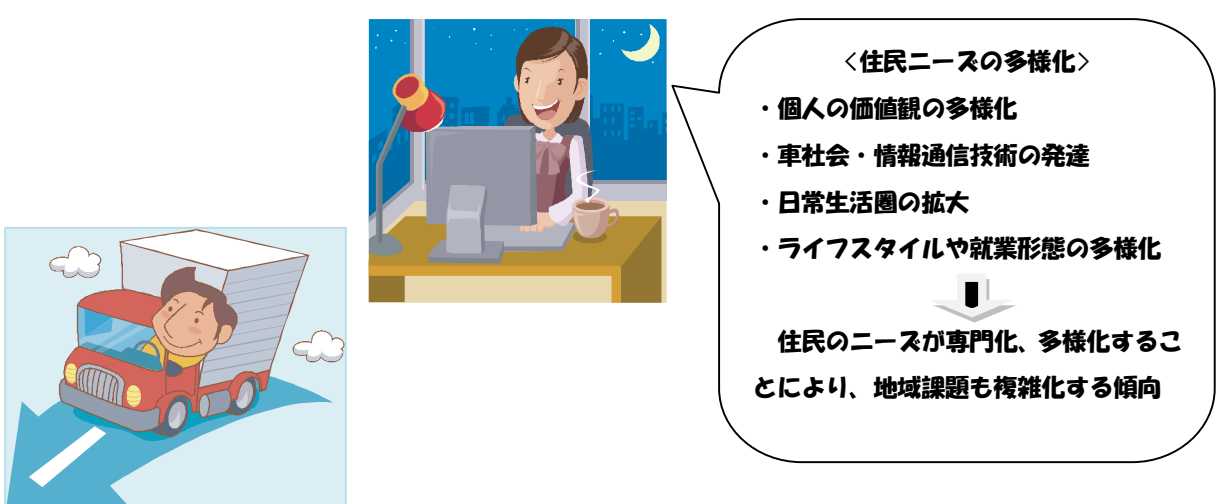


③ 私たちの生活が変わってきました

～住民ニーズの多様化・コミュニティの希薄化～

近年は、私たちを取り巻く社会環境が大きく変化し、個人のライフスタイルや住民ニーズが多様化しているほか、地域社会の持つコミュニティ機能が低下化している傾向にあります。

地域が、社会環境の変化に対応しながら、コミュニティとしての機能を維持していくためには、地域間の連携や住民相互の関係を強化する取り組みを進めることが求められています。



④ 行政も変わらなければ・・・ ～従来型の行政運営の限界～

従来型の行政は、公平性・平等性を重視し、どの地域に対しても画一的で平等な公共サービスを提供してきました。しかし、その反面、平等性を重視するあまり、それぞれの地域のニーズに応じた柔軟な対応ができないと批判されることもありました。

これからは、限られた財源を有効に活用するために、地域の実情に応じて必要なサービスの優先順位を地域と行政が一緒に考え、選択していくことが求められています。

第2章 「協働によるまちづくり」とは？

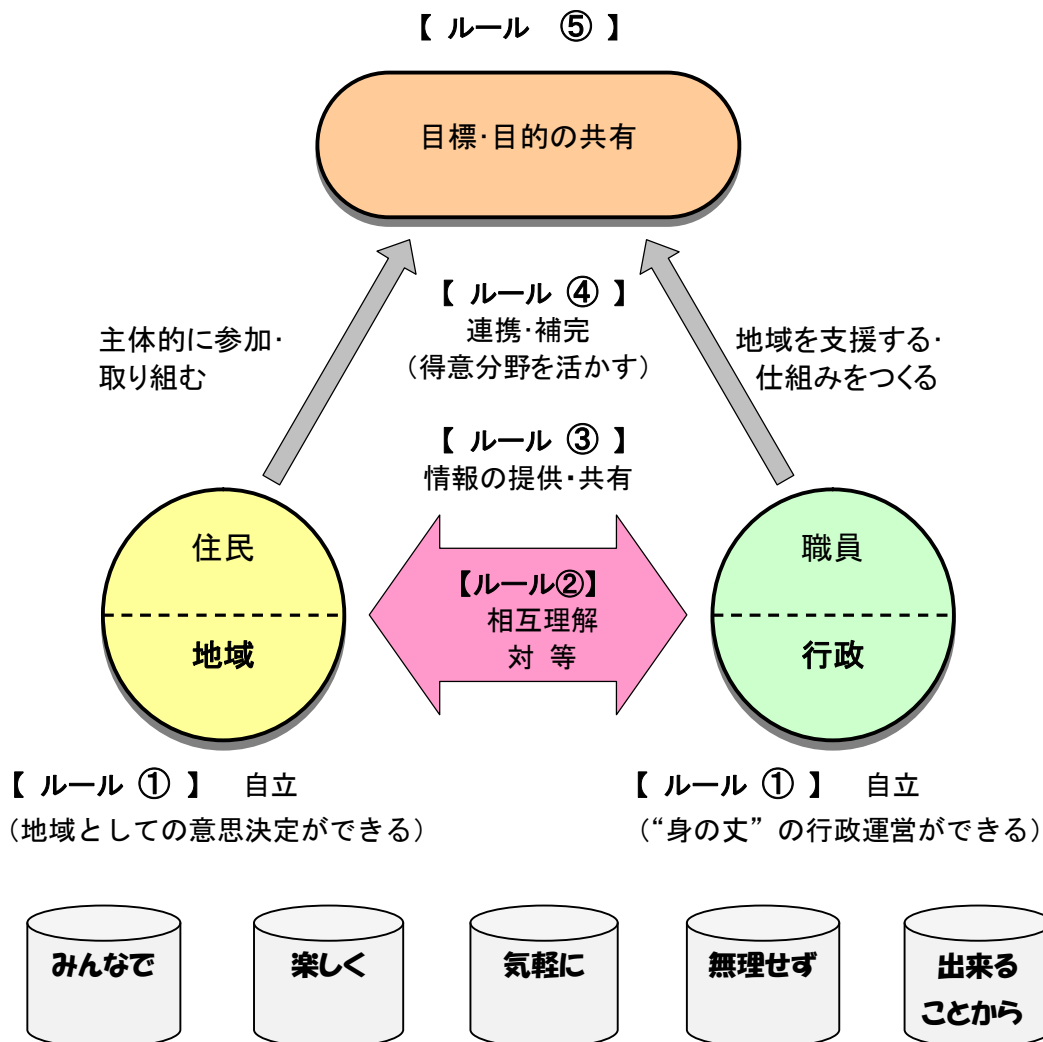
協働によるまちづくりという考え方は、第1章で述べたような社会的背景から生まれたものです。第2章では、地域と行政が協働でまちづくりを進めていくうえでの基本的な考え方について説明します。

2-1 協働によるまちづくりって何？ ～基本的な考え方～

「協働によるまちづくりを進めましょう！」という、これから新たなまちづくりがスタートするようになりますが、地域と行政が一緒に取り組む（協働）ということは、これまでも意識しないままに行われてきています。

これからの地域づくりやまちづくりにおいては、地域も行政もこれまでの枠にとらわれず、お互いが持っている知恵や経験、技術などを十分に活かして、行政・地域・企業・NPO・個人等がそれぞれの役割を担い、共に汗を流し、一緒に悩み考えながら地域づくりを進めていくことが必要です。

このようなまちづくりが、「協働によるまちづくり」です。



2-2 協働によるまちづくりに向けて大切なこと ～5つのルール～

【ルール①】 「地域」と「行政」が“互いに自立”！

- ・地域は、自らの判断で意思決定を行う。
- ・行政は、身の丈に合った行政運営を行い、限られた財源や人材を最大限活用する。

【ルール②】 「地域」と「行政」が“対等の立場”！

- ・地域と行政は、お互いの提案を受け入れたり、断ったりすることができる関係を築く。
- ・地域と行政は、お互いに各々の立場を理解するよう努力する。

【ルール③】 「地域」と「行政」が“情報発信／情報共有”！

- ・まちづくりを行うために必要な情報を地域と行政がお互いに発信する。
- ・取組内容や成果・課題を地域と行政がお互いに共有する。

【ルール④】 「地域」と「行政」が“互いに補い合う”！

- ・地域と行政が、各々の強みや得意分野、知恵、ワザなどを持ち寄り、補完し合いながらまちづくりに取り組む。

【ルール⑤】 「地域」と「行政」が“目標・目的を共有”！

- ・地域と行政が、目標や目的を共有しながら、共通の課題を協力して解決したり、一緒に地域資源を創出する。

2-3 地域と行政では何をすればいいの？ ～地域と行政の役割～

	地域づくりの主役であることを自覚し、主体的に参加する。		
住民	<ul style="list-style-type: none"> ・ “行政依存” からの脱却 ・ 自らが暮らす地域を知る ・ 楽しみながら地域づくりに取り組む 	<ul style="list-style-type: none"> ・ “お役所仕事” からの脱却 ・ 住民として地域に参加する ・ 行政職員としてプロ意識を持つ 	職員
地域	<ul style="list-style-type: none"> ・ より多くの住民が参加できる場をつくる ・ 意思決定できる体制をつくる ・ 企業やNPOは、地域の一員としてまちづくりに参加する 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民の声を聴き、施策に反映させる ・ 地域が活動しやすいような環境や仕組みを整える ・ タテ割り行政からの変革 	行政

まちづくりといっても、地域の道路整備や花壇清掃、防犯活動など様々な取り組みがありますが、全ての分野を協働によって行うわけではありません。地域環境の整備や地域イベントなど地域の身近な活動が協働に適していると考えられます。

なお、それぞれの役割としてどのような活動をしていくかについては、地域特性も考慮し地域や団体、町が話し合いながら決めていくことになります。

地域や団体ができるもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 自主防災活動 ・ 高齢者や子どもなどの見守り ・ 地区敬老会などの地区イベント など	協働に適しているもの <ul style="list-style-type: none"> ・ リアスクリーン作戦 ・ ごみ集積所の整備 ・ 夏まつりなどの地域イベント など	行政が行うもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路整備や漁港整備 ・ 町立病院の経営 ・ 町営住宅の整備 など
---	---	---

第3章 南三陸町は いま！？

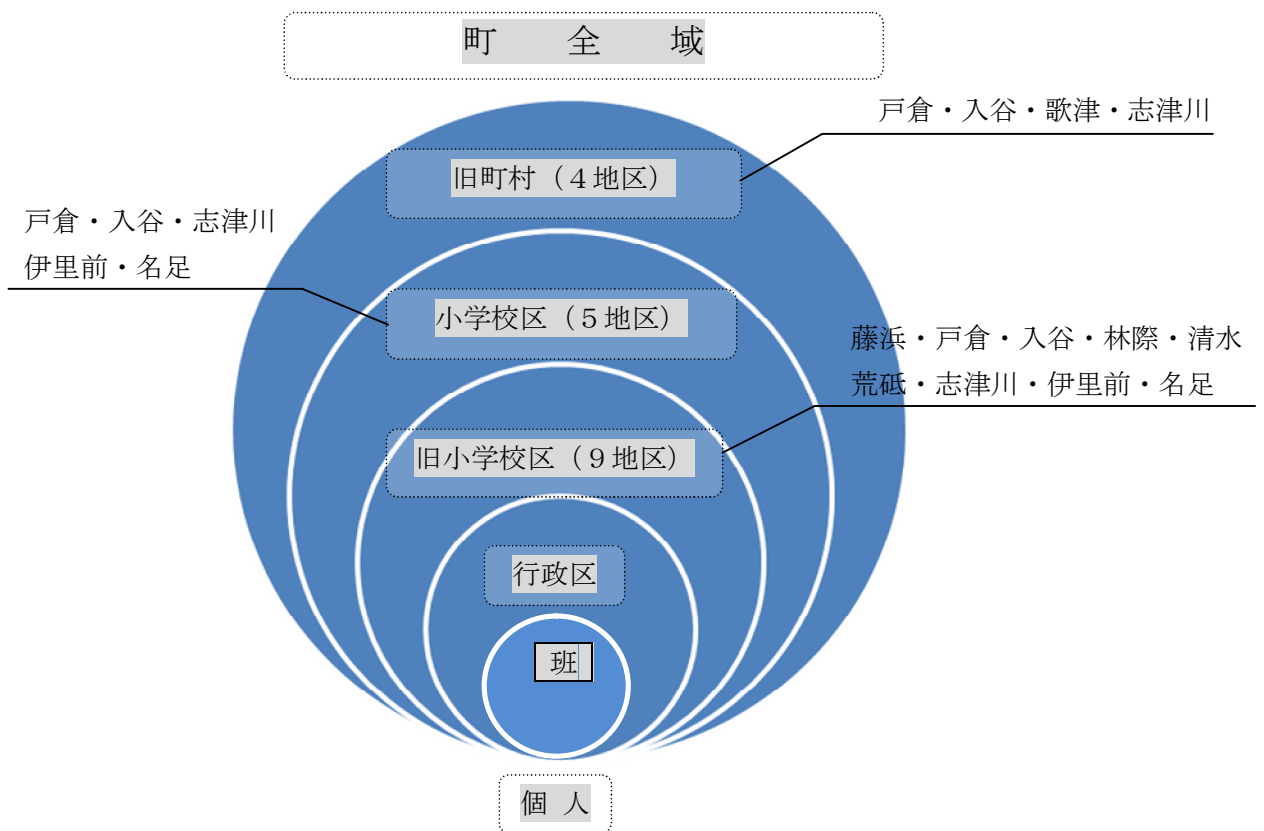
第3章では、南三陸町において協働によるまちづくりを進めるにあたって、個人と地域、そして町の現状や関係性について説明します。

3-1. 地域の現状

① “地域”には様々な単位・領域が存在

一概に“地域”と言っても、“御近所(班)”から“行政区”、“小学校区”、“旧町村”単位まで様々な領域が存在します。

＜地域の単位・領域の例＞



② 多様な“地域基礎組織”が併存

さらに、南三陸町には地域自治の基礎となる組織単位（地域基礎組織）として、“行政区”以外にも、“契約講”・“地区公民館”・“振興会”などが存在します。これらはその役割や性質が様々であり、地域によって異なります。

行政区とは・・・町が行政上定めた地域エリアでの住民自治組織
契約講とは・・・主に昔からの地縁によりつながっている組織
地区公民館とは・・・一つまたは複数の行政区から成る組織（歌津地域以外）
振興会とは・・・契約講から移行し、地域全戸加入を目的として設立した組織（石泉地区）や複数の行政区から成る組織（伊里前地区）

③ 多彩な地域活動に取り組む企業や団体の出現

南三陸町には、地域づくりに関わっている企業や団体が存在します。

例えば環境美化を通じて地域づくりに関わっている企業や、町の補助事業等を有効に活用して盛んにまちづくり活動を行っている団体等があります。

【企業の取組事例】

事業名	内容
さわやか南三陸サポートプログラム	町民や事業所などが、海浜や公園などの公共施設の一定区域を自分達の養子に見立て（アダプト）、愛情を込めて面倒をみる「里親」となって、定期的かつ継続的にボランティアによる清掃美化活動を行っている。
交通安全街頭指導	交通安全運動期間などに企業として、地域住民と街頭指導に参加し、交通安全や防犯活動に参加している。
災害時での応援体制	災害時における救援物資などの応援体制について、町と企業との間で協定を結び、円滑な対応を図れるようにしている。



【さわやか南三陸サポートプログラム】
町内企業も参加し清掃美化活動の実践

【まちづくり団体の取組事例】

団体名	活動内容
地域貢献倶楽部あきべエ	地域資源の利活用と保全活動 ・遊休農地を活用した食育活動 ・水辺環境の改善と保全活動
サンライズクラブ	情報講演会の開催
グリーンウェーブ入谷構想促進委員会	入谷地区の地域資源の活用と地域活性化 ・里山づくりや地域イベントの開催

【地域貢献倶楽部あきべエ】
遊休農地を活用した食育活動



3-2. 行政の現状

① 行財政改革の取り組み

国や地方を問わず、財政環境の悪化を背景として今後とも厳しい行財政運営が予想されます。また、合併協議の際には想定されなかった新たな課題や問題も生じていることから、町では行財政改革を町政運営における重要課題と位置づけ、行政改革の基本理念と基本指針を定める「行政改革大綱」と具体的な取り組みの計画である「集中改革プラン」を策定しました。

これらに基づき、これまで行財政全般についての総点検を行い、「最小の経費で最大の効果をあげる」ための行財政システムの構築を進めてきたほか、経費の節減合理化や住民サービス向上など行財政改革による行政本来の役割の重点化を進めながら、住民と行政の協働による新しいまちづくりを進めるための基盤づくりに努めています。

【これまでの主な取り組み】

- ◇ 民間委託の推進 : スポーツ交流村、平成の森、斎場などに指定管理者制度を導入、志津川病院医療事務の外部委託、上水道業務の包括的委託
- ◇ 人事管理 : 職員数の削減（平成17年10月374人 ⇒ 平成21年4月360人）
- ◇ 自主財源確保 : 収納対策室の設置 ⇒ 滞納額の一括管理、ネット公売の実施など
広告募集制度の導入 ⇒ 年間約100万円/年の広告収入
- ◇ 行政管理 : 課、係の統合など行政組織の再編

② 様々な地域活動への支援

町では、参加と協働が活発なまちづくりを推進するため、民間の非営利団体（住民団体、ボランティア団体、NPO等）が企画立案し、主体的に行う事業、活動を支援する「おらほのまちづくり支援事業制度」を新たに創設し、地域づくり事業や公益活動に対する財政的支援を行っています。また、各種団体、地域などが主催するイベント等にノウハウ（知識・技術）やマンパワー（人手）の提供を行うなど、事業を側面から支える役割も担っています。

【支援事業例】

- ◇ 支援イベント
 - ・ 志津川湾夏まつり（協賛・実行委員会参加）
 - ・ 歌津恋来い浜まつり（協賛・実行委員会参加）
 - ・ たつがねマウンテンバイク大会（後援）
- ◇ 「おらほのまちづくり支援事業」採択事業
 - ・ 伊里前しろうおまつり
 - ・ 八幡川かがり火まつり
 - ・ ひころの里山づくり



「伊里前しろうおまつり」の状況



「八幡川かがり火まつり」の状況

③ 地域づくりの拠点としての「地域振興センター」

町では地域活動を支援するため、行政区やまちづくり団体など地域団体の活動場所として、また、地域づくり団体の育成支援を行う拠点として、戸倉・入谷・歌津の各公民館に併設する形で「地域振興センター」を設置しています。

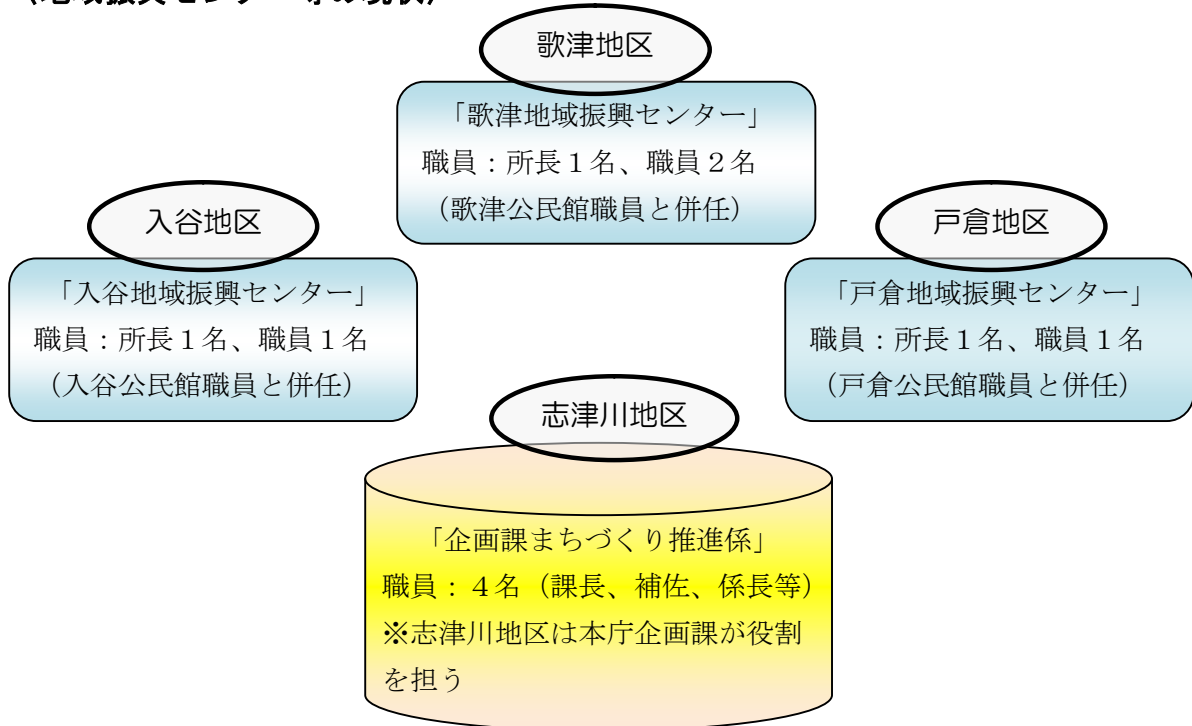
しかし、地域振興センターは、職員も公民館職員との併任という位置づけであることから、生涯学習との機能分担が曖昧な体制となっています。

そのため、地域や住民からは地域づくりの拠点として十分に認識されていないのが現状です。

〈地域振興センターの設置経緯〉

実施年月日	実 施 内 容
平成15年 4月	◇ 戸倉地区・入谷地区の公民館に「地域振興センター」を設置 ※ 生涯学習とまちづくりの両面から地域の活性化を図ることが目的。 ※ 「地域振興センター」の職員は、公民館職員が併任している。 (生涯学習以外にも、まちづくりや産業振興の事務を担当できるようにするため、まちづくり部門の担当職員として併任発令)
平成17年10月	◇ 旧歌津町と旧志津川町が合併して南三陸町となる。 ◇ 戸倉地区・入谷地区に加え歌津地区にも「地域振興センター」を設置

〈地域振興センター等の現状〉

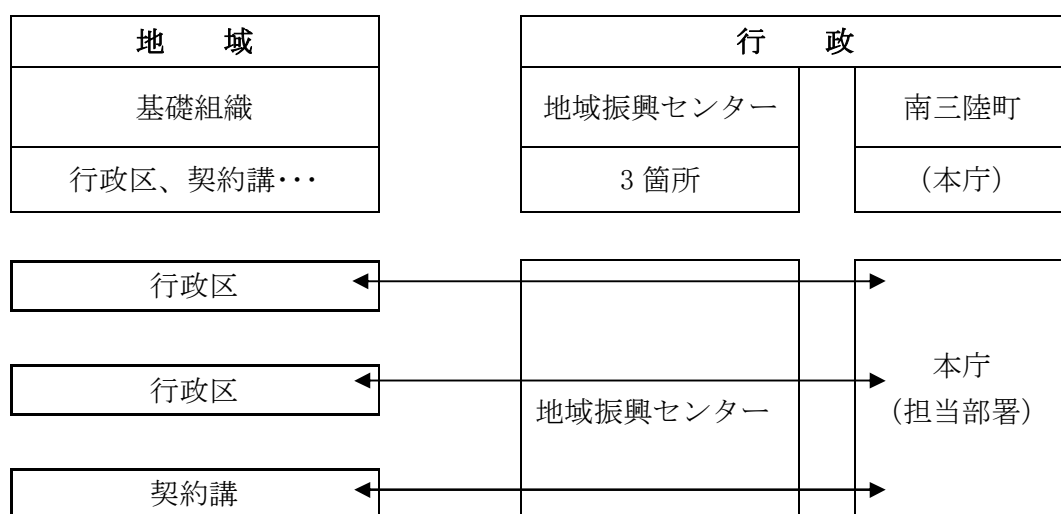


3-3. 地域と行政の関係

① 地域基礎組織による個別的な要望・活動

現在、地域には行政区や契約講などの地域基礎組織が存在し、地域活動を行っています。その地域基礎組織それぞれが地域づくりで抱える課題や要望等は地域振興センターを介せずに行政区長を通じたり、または個別に行政の担当する部署にあげています。

行政では地域からあがってきた課題や要望等に対して、主に担当課が直接対応しています。



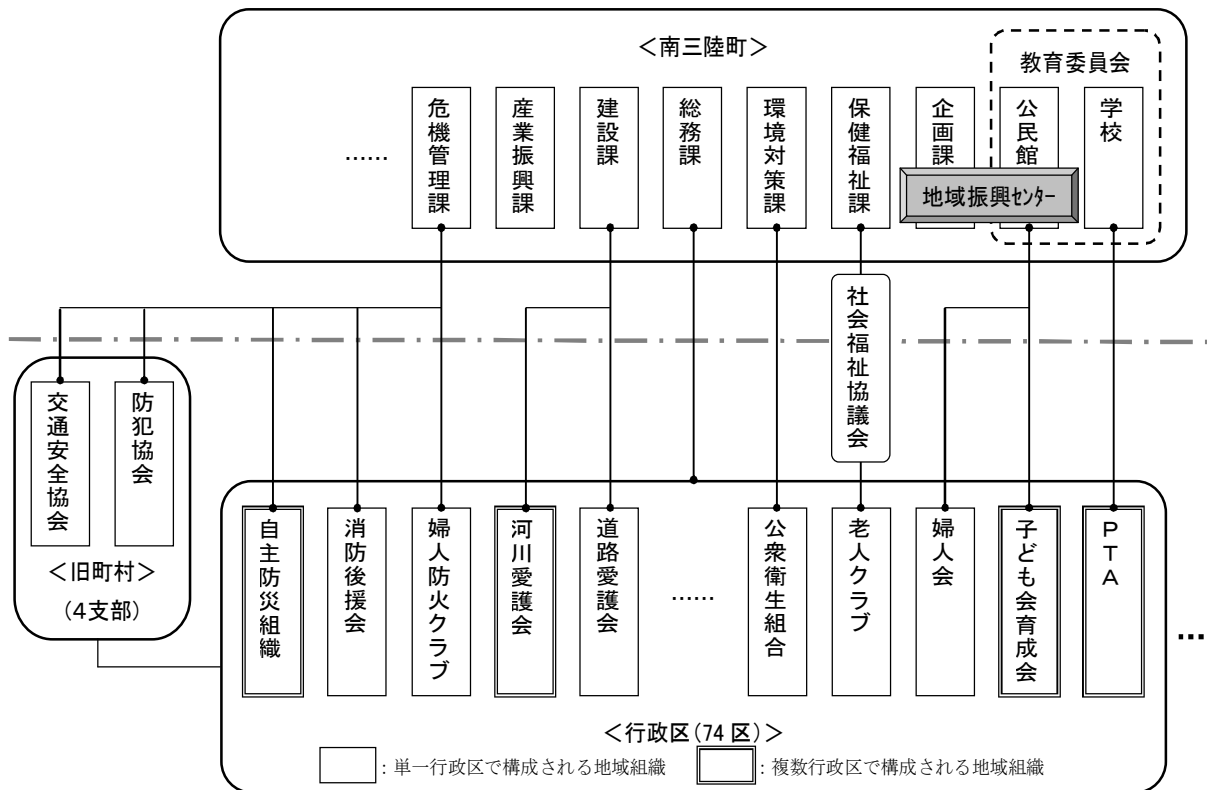
<地域基礎組織による個別的な要望・活動の主な弊害>

このような個別的な要望等の“あり方”は地域と行政との関係において常態化しており、これまで何の疑問も持たれることなく、ごく当たり前の“あり方”として存在してきた感があります。しかし、このごく当たり前と思ってきた要望等の“あり方”にも次のような弊害が生じる恐れがあります。

- ◇ 地域内での話し合いが十分なされないなどの理由により、地域の意見等が反映されないまま、課題解決に至る場合がある。
- ◇ 地域全体の意見として集約されず、地域の役員など一部の意見を踏まえた要望内容となってしまう。
- ◇ 地域は要望のみを行い、結果として行政任せ、行政の考えだけで問題解決となってしまう。
- ◇ 要望の内容によっては、行政内部での調整が必要なケースが担当課のみの対応になってしまうなど、行政内部の調整が十分に図られず中途半端な対応となってしまう。
- ◇ 地域や行政区の共通課題については行政側に取り上げられ易いが、個人的な課題については、なかなか行政としては対応が難しく取り上げられにくい。

② 地域内に存在する“タテ割り”構造

行政はその分野ごとに部署がありタテ割り行政となっていますが、地域でも分野ごとに特化した組織（自主防災組織、老人クラブなど）が数多く存在し、行政の担当部署と密接に関係しており、地域内も行政同様タテ割りの構造になっています。



＜タテ割り構造の主な弊害＞

これまでの社会経済システムの中では、このようなタテ割り構造は一定の役割を果たし、機能してきましたが、一方で次のような弊害も生じています。

- ◇ 町からの各組織に対する補助金等は、各担当部署が事業ごとにそれぞれ交付しているため、その用途は限定されており、地域ごとの課題に応じた柔軟な活用ができない状況にある。
- ◇ それぞれの組織、団体は、地域課題の解決や地域づくり、地域コミュニティ機能の増進を目的として活動しているが、各々の組織の活動目的や基本的な性格が異なるため、相互理解による連携が十分に進んでいるとはいえない状況にある。
- ◇ 地域内では限られた人数でそれぞれの組織活動を行っているため、同じ人が各々の構成メンバーとなっていることが多く、一人で何役も兼ねている場合もある。

3-4. 協働によるまちづくりに向けた課題

協働によるまちづくりを進めるにあたっては、“5つのルール”にもあるように地域と町がそれぞれ自立し、対等の立場で、補い合いながら取り組んでいくことが大切です。これまで第3章で見てきた南三陸町の現状を踏まえると、協働によるまちづくりの推進に向けた課題として、次の3つが考えられます。

① 多様な主体の連携による地域づくりの体制強化

- ◇ 地域基礎組織の種類は多様であり、それぞれに独自の地域づくりの担い手組織としての役割を果たしている。
- ◇ 必ずしも全世帯が加入している地域基礎組織ばかりではなく、人口・世帯の減少や高齢化が著しいため、近い将来には、担い手不足が懸念される地域基礎組織も見受けられる。
- ◇ これまでのように「地域でできることは地域で！」行えるように、同種の文化や課題を有する地域同士が連携して、担い手の確保と効率的な地域づくりを実践していくことが求められる。
- ◇ 必要に応じて、既存の“タテ割り”となっている地域組織の統廃合も視野に入れて進める。
- ◇ まちづくり活動を行っている企業や団体との連携を進める。

② 協働を前提とした地域と町の関係の構築

- ◇ 協働を推進していくためには、これまでの通例となりがちであった一方通行（地域から町への要望・提案、町から地域への一方的な情報発信）の関係から、双方の対話のできる関係を築いていく必要がある。【地域と町が対等の関係を構築】
- ◇ 町は、全庁・全職員で協働を意識して仕事を進めるとともに、協働を推進する体制や支援施策（人、モノ、カネ）を拡充する。

③ 地域振興センターの“地域づくりの拠点”としての機能の強化

- ◇ これまでの経緯や地域状況、既存施設の活用などを踏まえると、「地域づくりの拠点」としての機能を「地域振興センター」が担っていくことが相応しいが、現在は、志津川地区に設置されていない。（歌津・戸倉・入谷のみに設置）
- ◇ 名称は「地域振興センター」となっているが、職員体制の面からも、住民の意識からも、“公民館＝地域の生涯学習拠点”という意味合いが強く、今後は、真の「地域づくりの拠点」として強化・充実が求められる。

コーヒーブレイク



◇指針策定委員会ワークショップは「楽しく！」

基本指針の策定にあたり、策定委員会ではワークショップを中心に検討を重ねてきました。ワークショップでは、活発な意見交換が行えるようグループのメンバーを毎回変えたり、グループ名を変えたりと工夫し楽しく行いました。

グループ名

○「星組」と「月組」

宝塚のようだと好評でしたが、実は委員会の開催時（7月）に、ペルセウス座流星群を見ることができたのと今年は世界天文年ということで。

○「ピッチャーG」と「キャッチャーG」

楽天イーグルスが勝利を重ねクライマックスシリーズへの進出が見えてきたので、その勢いにあやかりたいとこれにしました。両グループで、意見のキャッチボールができていいネーミングだったかも。



◇協働のまちづくり職員研修に参加した「町職員のひと一言・・・」

町職員を対象に協働によるまちづくりの研修会を開催し、そこで出された意見などもこの指針に反映されています。

研修会に参加した町職員が書いたアンケートから研修会の感想を紹介します。

- ・まず町を知ることが大切。
- ・自分も町や地域のイベントに参加したいと思う。
- ・まずは一步を踏み出すことから始めたい。
- ・気づく人になりたい！
- ・信頼関係＝真心をもって仕事しよう！
- ・町を愛するためにはどうしたらいいのか？
- ・「愛」（地域愛・人間愛）
- ・「責任力」（地域内での）
- ・地域での課題を見つけて、一緒に取り組みたい。
- ・コミュニケーション アップ！

◇協働のまちづくり検討会議委員が選ぶ「南三陸町の好きなところ」

○豊かな「食材・料理」

- ・おいしい海産物←酒に合う！
- ・米や野菜がうまい
- ・料理を提供する民宿がおすすめ！

○豊かな「自然」ときれいな「景色」

- ・海と山のバランスのいい自然
- ・リアス式海岸 ・里山の風景
- ・空気がきれい
- ・気候がよく暮らしやすい
- ・様々なビューポイントあり！

○住民の「人情」

- ・素朴な人柄
- ・親切で情が深い
- ・おもてなしの心



第4章 南三陸町協働によるまちづくりが目指すもの

第1～3章では、社会的背景をふまえ、協働のまちづくりの考え方と、南三陸町の現状を見てきました。第4章では、これらをふまえ、南三陸町において協働によるまちづくりを進めるにあたって、どのような方針で取り組んでいくかを説明します。

4-1. キャッチフレーズ（基本理念）

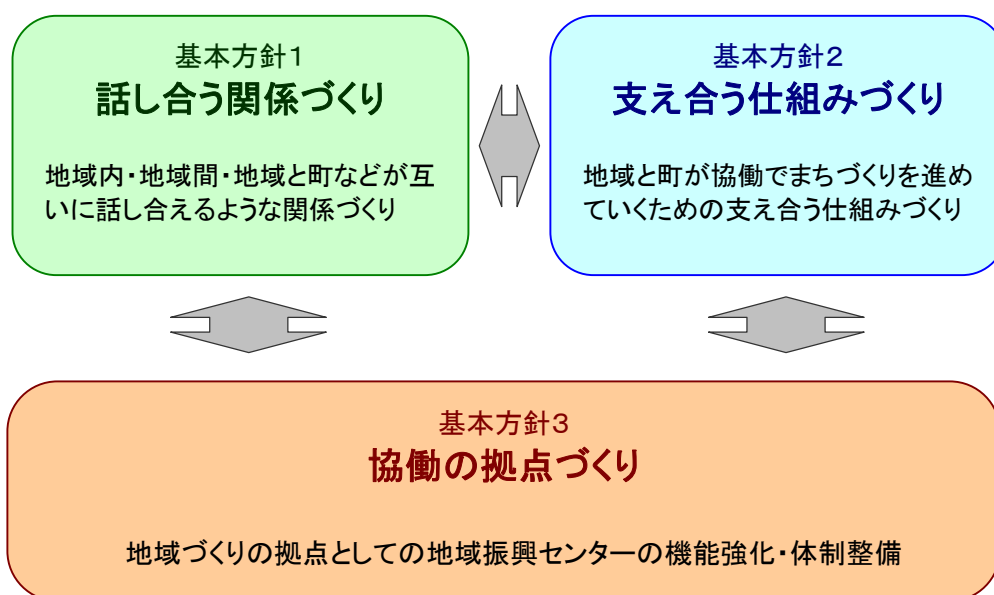
あなたが主役 みんなで支える まちづくり

～地域づくりの主役はあなたです！～

南三陸町の協働によるまちづくりとは、町の将来像「自然・ひと・なりわいが紡ぐ 安らぎと賑わいのあるまち」（南三陸町総合計画で掲げる「まちの将来像」）の実現に向かって、町民、企業、行政など多様な主体がそれぞれの知恵や技術を持ち寄り、みんなが主役となってまちづくりに取り組むことです。一人ひとりの主体的な関わりが大切です。

4-2. 基本方針

上記キャッチフレーズ（基本理念）や、これまで第1～3章で見てきた社会背景や協働の考え方、南三陸町の現状や課題をふまえ、南三陸町では協働によるまちづくりを推進するために“3つの基本方針”を掲げます。



4-3. 話し合う関係づくり 【基本方針1】

地域内に存在する多様なニーズと複雑化する課題へ迅速かつ適確に対応していくために、地域内における組織間のタテ割りや世代間のヨコ割りを超えた“話し合う関係”を構築していきます。

また、地域同士が連携したり、地域づくり活動に携わる企業・団体などの多様な主体が連携し、そこに关わる一人ひとりが互いの立場を理解し、十分な意見交換を図っていきます。

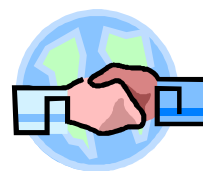
- ◇ 行政区や契約講等の身近な地域組織において、誰もが気軽に、楽しく、積極的に参加できる環境づくり
- ◇ 隣接するなど、関連のある地域間でのまちづくり、地域づくりでの連携強化
- ◇ まちづくり、地域づくりに関する情報の発信と提供
- ◇ 講演会、シンポジウムなどの開催



4-4. 支え合う仕組みづくり 【基本方針2】

地域と町が協働でまちづくりを進めていくためには、地域住民が行政に参加し理解を深めるとともに、町職員が積極的に地域に関わりながら、地域の主体的な取り組みを支援する仕組みづくりを進め、協働を推進するための環境を整備していきます。

- ◇ まちづくり団体等との意見交換、情報交換をする場の設定
- ◇ 協働や地域づくりに関する町職員研修会の実施
- ◇ まちづくりや地域づくりへの町職員の積極的な参加促進
- ◇ 地域づくりに関わる人材やリーダーの育成
- ◇ 全庁的に協働を推進するための体制整備
- ◇ 地域づくり、まちづくりに関する相談や助言のための仕組みづくり



4-5. 協働の拠点づくり 【基本方針3】

現在、戸倉・入谷・歌津の3地区には、地域づくりの拠点として地域振興センターを設置していますが、十分に機能していない状況にあることから、地域づくりの拠点として地域振興センターの機能強化や体制整備を図ります。

〈地域振興センターの役割〉

- ◇ 地域の話し合いの場（機会）を提供
- ◇ 地域と行政等のパイプ役として調整
- ◇ 地域づくり活動を最前線で支援



これから

～協働のスタートラインに立って～

指針の完成を受け、これからの南三陸町における協働によるまちづくりは、この指針を道標に進めていくこととなります。協働によるまちづくりという考え方は、町のリーディングプロジェクトとして位置付けられていますが、これまでこの考え方はあまり意識しない中で、まちづくりや地域づくりの様々な取り組みが行われてきました。

今回、この指針により南三陸町としての協働のあり方や方向性がより明確になりましたので、これを機に、地域と町が協働によるまちづくりということについて共通理解した上で、町の将来像である「自然・ひと・なりわいが紡ぐ・安らぎと賑わいのあるまち・南三陸町」の実現を目指します。

これからは、“楽しみながら” “気軽に” “できることから” “無理せず” “みんな” をモットーに、お互いが持っている知恵や経験、技術等を十分に生かして、それぞれが役割を担い、共に汗を流し、一緒に悩み考えながら、協働によるまちづくりをさらに推進していくものとします。

あなたが主役 みんなで支える まちづくり

～地域づくりの主役はあなたです！～

〈南三陸町「協働によるまちづくり」キャッチフレーズ〉

南 三 陸 町
協働によるまちづくり
基本指針の実現に向けて

提 言 書

南三陸町協働によるまちづくり
基本指針策定委員会

協働によるまちづくりの実現に向けて

南三陸町協働によるまちづくり基本指針策定委員会は、これまで、「協働によるまちづくり基本指針」の策定に向け、15回にわたり委員会を開催し検討を重ねてきました。初めは「協働とは何か?」というところからスタートし、南三陸町総合計画に掲げる町の将来像「自然・ひと・なりわいが紡ぐ 安らぎと賑わいのまち」の実現を目指し、協働によるまちづくりを推進するための具体的な方法まで踏み込み検討を進めてきました。

今回策定の基本指針は南三陸町における協働によるまちづくりのあり方や方向性を示したものであり、今後の協働によるまちづくりをどのように推進していくかは、この指針を道標に、まちづくりの主体となる地域、企業、団体そして町が話し合いをしながら決めていくこととなります。

当委員会は、その際の参考となるよう基本指針の第4章に掲げた3つの基本方針を実現するための5項目にわたる具体策を、次のとおり提案します。

<基本方針1> 「話し合う関係づくり」の実現に向けて

今後、地域内に存在する多様なニーズと複雑化する課題へ迅速かつ適確に対応するには、地域内における組織間のタテ割りや世代間のヨコ割りを超えた“話し合う関係”を構築することが必要です。また、地域同士が連携したり、地域づくり活動に携わる企業・団体などの多様な主体が連携し、そこに関わる一人ひとりが互いの立場を理解し、十分な意見交換を行いながら合意形成を図ることが大切です。

「話し合う関係づくり」を実現するための具体策として、委員会から“具体策①”及び“具体策②”を提案します。

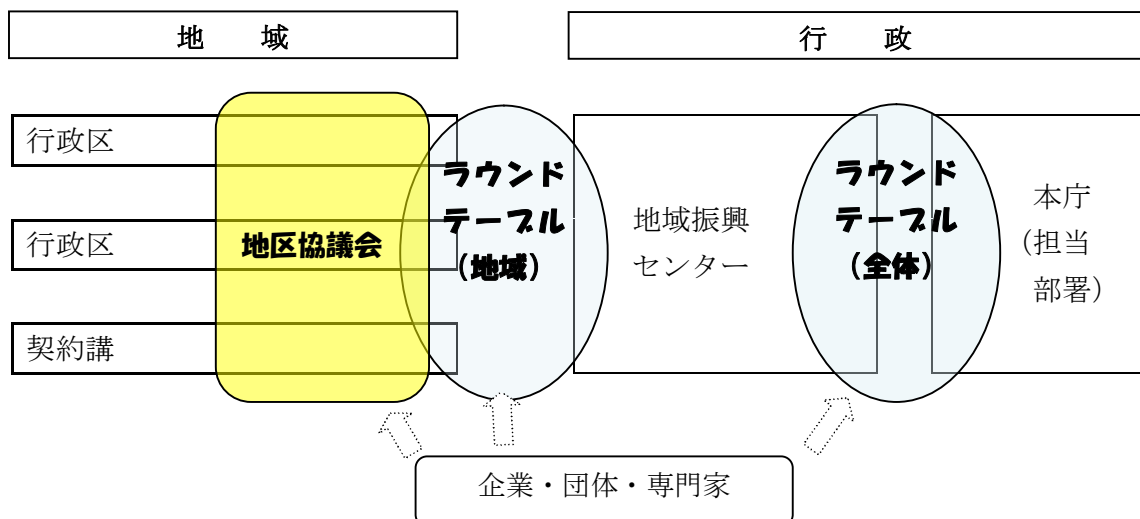
【具体策①】 地域連携を進める「地区協議会」の設立

- ◇ 歴史的につながりの深い地域や、共通の地域課題を持つ地域基礎組織や当該地区で活動する団体や企業などから構成された「地区協議会」の設立を目指します。設立にあたっては、地域振興センターと連携しながら、地域住民同士の話し合いにより決定する。
- ◇ 地区協議会では、地域基礎組織が抱える様々な課題等について、地域住民同士が積極的に話し合う。
- ◇ 話し合った結果、地域の合意として「地域でできることは地域で！」を実践する。

【具体策②】 地域と町の対話の場となる「ラウンドテーブル」の設置

- ◇ 地区協議会で話し合った結果、“町への提案や町の協力を得たい課題等”と判断されたものについては、地区協議会と地域振興センターとの話し合いの場「地域ラウンドテーブル」で話し合う。地域ラウンドテーブルには、地区協議会や地域振興センターのほか、関係するまちづくり団体や企業、専門家など、様々な立場の人々が自由に参加できる。
- ◇ 地域ラウンドテーブルで話し合った結果、“地域と町が協働で対応すべき課題”や“町全体に関係する提案”、“地域間での連携が必要な課題”などについて「全体ラウンドテーブル」で話し合う。全体ラウンドテーブルには、地域振興センターや本庁関係課のほか、関係する地区協議会のメンバーなども参加できる。

【地区協議会とラウンドテーブルのイメージ図】



<基本方針2> 「支え合う仕組みづくり」の実現に向けて

地域と町が協働でまちづくりを進めていくためには、地域住民が行政に参加し理解を深めるとともに、町職員が積極的に地域に関わりながら、地域の主体的な取り組みを支援する仕組みづくりを進めるとともに、協働を推進するための環境を整備する必要があります。

「支え合う仕組みづくり」を実現するための具体策として、委員会から“具体策③”及び“具体策④”を提案します。

【具体策③】 町の「協働推進体制」の確立

- ◇ 町は、協働によるまちづくりについて横断的に話し合う場や、職員研修などを開催し、町職員の協働に対する意識啓発を進める。
- ◇ 町は、協働によるまちづくりの要となる地域振興センターの体制や機能などの見直しを行い、役場内に協働を担当する組織を設置する。

【具体策④】 地域の主体的な取り組みを支える「支援制度」の拡充

- ◇ ラウンドテーブルで地域からあがってきた提案等を町の施策に反映できるよう仕組みづくりを行う。
- ◇ 地域でできるものは地域主体で取り組めるように、財政的・人的支援を行う仕組みを拡充する。
- ◇ 町は、地域活動を中心となって進める地域リーダー等の人材育成を行う。

<基本方針3> 「協働の拠点づくり」の実現に向けて

現在、戸倉・入谷・歌津の3地区には、地域づくりの拠点として地域振興センターを設置していますが、うまく機能していない状況にあることから、今後は地域振興センターの地域づくりの拠点としての役割を明確にしながら、機能強化や体制整備を図ります。

「協働の拠点づくり」を実現するための具体策として、委員会から“具体策⑤”を提案します。

【具体策⑤】 地域づくりの拠点として「地域振興センター」を強化

■ 地域の話し合いの場（機会）を提供

- ◇ 地域と町の話し合いの場「ラウンドテーブル」を提供する。
- ◇ 地域内の話し合いの場（地区協議会等）を提供する。
- ◇ 地域間の話し合いの場（地域振興センター同士など）を提供する。

■ 地域と行政等のパイプ役として調整

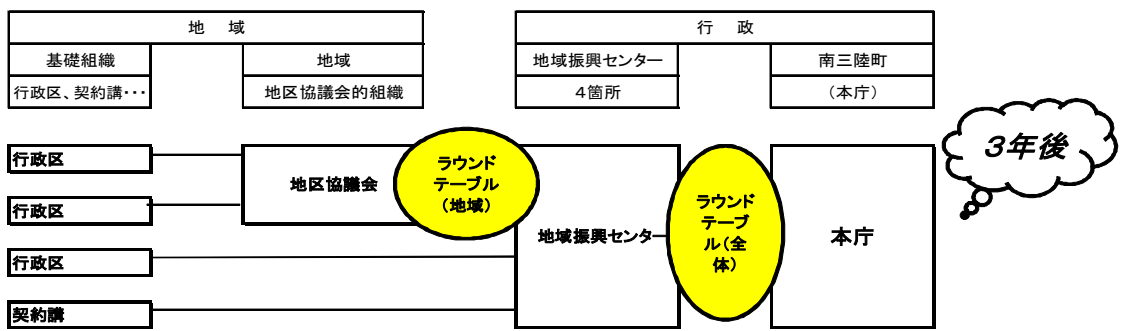
- ◇ 地域ラウンドテーブルで出された課題等（地域と行政が協働で対応すべき課題や町全体に関係する提案など）を整理・調整する。
- ◇ 地域の課題等を全体ラウンドテーブルに提示するなど、地域と行政（町）のパイプ役となる。
- ◇ 地域（地区協議会）間の話し合いの場における調整役を担う。
- ◇ 地域と関係機関（国・県・研究機関・NPO等）との“橋渡し役”としてサポートする。

■ 地域づくり活動を最前線で支援

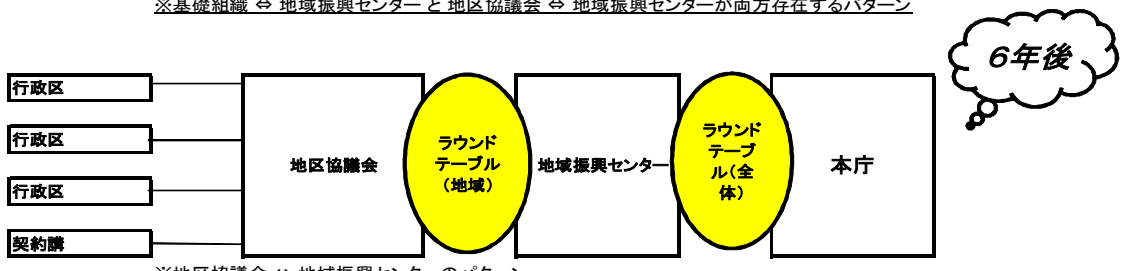
- ◇ 地域の“縁の下の力持ち”として、地域づくり活動に積極的に関わる。
- ◇ 地域（地区協議会）へ、助成制度や各地域の活動事例など、各種情報を積極的に提供する。
- ◇ 地域づくり活動を行う際に必要となる資機材の貸出しや場所の提供などを行う。

○ 基本指針の第4章に掲げた3つの基本方針実現のためのプロセス

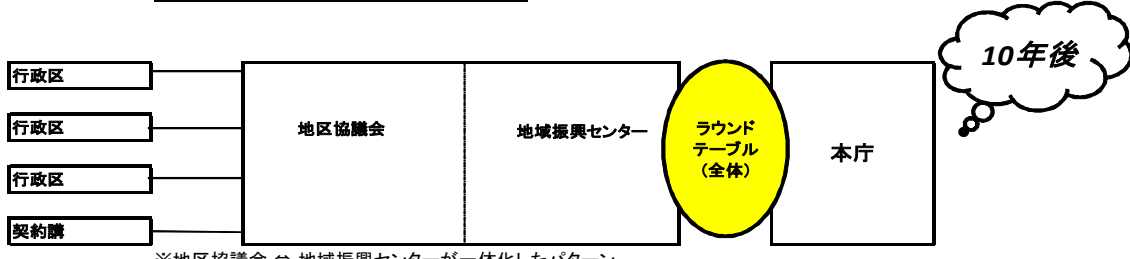
時期	地域	行政
短期（3年後までに）	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の全員が参加し、地域で意思決定ができる基礎自治組織の確立 ・地域内で話し合う場の設定 ・人口規模や地域性に合わせた基礎自治組織での協議会の結成への検討 ・まちづくりモデル事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員研修を行い行政内での意識共有を図る ・協働推進体制の検討（地域振興センターを中心とした地域支援体制の整備や行政内で協働を検討する場の設定） ・協働によるまちづくりについての地区説明会の開催 ・地域との話し合いの場の設定 ・まちづくりモデル事業の実施
中期（6年後までに）	<ul style="list-style-type: none"> ・人口規模や地域性に合わせた基礎自治組織での協議会の結成 ・将来の地域のあり方について検討（地域計画など） 	<ul style="list-style-type: none"> ・協働推進体制の整備 ・地域が自主的に活動できる交付金制度などの事業創設
長期（10年後までに）	互いに地域協議会の一員として役割分担をして、地域づくりを行う	



※基礎組織 ⇔ 地域振興センターのパターン
 ※基礎組織 ⇔ 地域振興センターと地区協議会 ⇔ 地域振興センターが両方存在するパターン



※地区協議会 ⇔ 地域振興センターのパターン

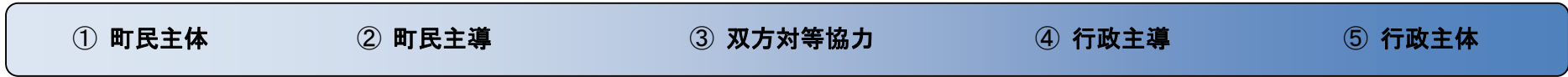


※地区協議会 ⇔ 地域振興センターが一体化したパターン

【參考資料】

① 南三陸町では、これまでも協働の取り組みを行ってきています。（取組事例）

行政の関わり度合い



※ どの領域にあたるのかは、固定的なものではなく、社会環境や住民ニーズの変化によって、柔軟に考える必要があります。

領域	町民主体	町民主導	双方対等協力	行政主導	行政主体
事業名	たつがねマウンテンバイク大会	自主防災組織支援	さわやか南三陸サポートプログラム	南三陸エコカレッジ事業	家庭教育講演会
事業内容	田東山で開催するマウンテンバイク競技大会	地域における自主防災組織の結成及び防災訓練等の実施	企業及び各種団体等が町とのパートナーシップにより、町内の海浜や公園などの清掃美化活動を行う	エコカレッジ事業のうち「海藻おしぼ講座」などの開催	健康で明るい家庭づくりを目指して、家庭教育のあり方を学ぶ機会の提供
実施主体	地域	地域（及び行政）	行政及び地域	行政（及び地域）	行政
役割分担	地域 事業実施	地域 事業実施	地域 事業実施	地域 実施支援	地域 参加
	行政 実施支援	行政 補助金の交付	行政 実施支援	行政 事業実施	行政 事業実施

② 南三陸町では高齢化と人口減少が進行しています。

～ 各地域とも人口の減少、高齢化が進展 ～

■ 行政区の現状と「地域」の区分

全世帯が加入していないものもある

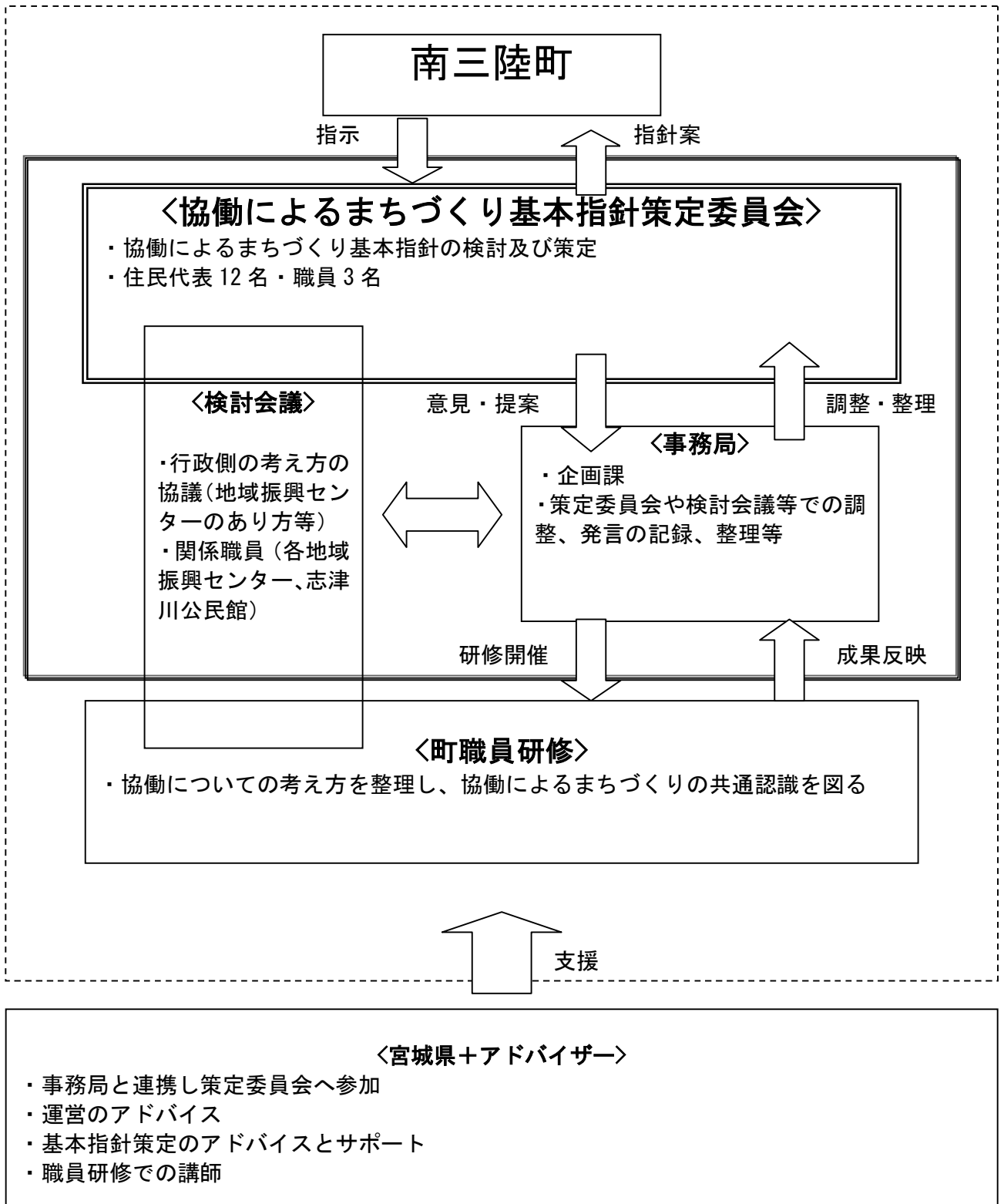
全世帯が加入

「地域」の区分				各行政区の人口など (6/30現在)						契約会等				
旧町村 (4地区)	中学校区 (3地区)	小学校区 (5地区)	旧小学校区 (9地区)	行政区名 (74)	班・組 (514)	世帯数	人口	高齢化率	平均年齢	契約講	自治組織			
戸倉	戸倉	戸倉	戸倉	荒町上	5	43	147	29.9%	51.7					
				荒町下	4	41	159	29.6%	49.7					
				西戸上	4	42	131	36.6%	54.6					
				西戸下	4	46	146	31.5%	49.4	1	1			
				折立上	6	90	291	26.1%	46.2					
				折立下	4	48	145	34.5%	52.1	1	1			
				水戸辺	8	40	142	36.6%	53.6	1				
				在郷上	4	46	180	34.4%	50.4					
				在郷下	4	36	109	36.7%	53.0	1	1			
				波伝谷上	5	48	149	34.2%	51.4					
				波伝谷下	4	35	121	28.1%	46.8	1	1			
				津の宮	3	39	121	27.3%	46.8	1	1			
				滝浜	4	45	183	26.8%	48.2	1	1			
			藤浜	4	25	104	26.9%	47.9	1	1				
			長清水	3	39	169	28.4%	49.2	1	1				
			寺浜	4	23	112	33.9%	49.6	1	1				
			林	8	78	229	30.6%	49.5	3	1				
			大久保	7	51	168	36.3%	51.4	1	1				
			保呂毛	7	56	221	30.8%	48.4	1	1				
田尻畑	3	31	136	24.3%	44.2	1	1							
中瀬町	13	176	502	26.9%	45.7									
廻館	15	216	525	31.0%	47.7	1	1							
旭ヶ丘	12	163	501	18.4%	43.5	0	1							
小森	5	64	221	31.7%	50.8	0	1							
八幡町	20	159	459	24.8%	44.8	0	1							
五の一	19	151	430	27.9%	46.2	0	1							
五の二	6	50	132	31.8%	48.2	0	1							
汐見	14	142	364	29.7%	47.8	0	1							
南町	8	52	148	31.1%	50.2	0	1							
十の一	5・10	95	265	41.9%	54.9	0								
十の二	8	70	208	28.4%	45.7	0	1							
本浜	12	87	284	35.6%	53.2	0	1							
大森第一	16	145	448	27.5%	45.0	0								
大森第二	12	105	326	31.3%	48.0	0	1							
天王前	10	105	228	27.6%	44.7	0	1							
新井田	14	197	537	27.7%	45.2	0	1							
沼田	7	72	237	15.2%	41.5	0	1							
袖浜	4	46	211	26.5%	45.7	1	1							
平西	6	44	153	38.6%	53.5									
荒砥	5	35	131	32.8%	53.3	3	1							
平東	7	55	218	28.9%	47.7									
荒西	6	58	235	30.6%	47.7	1	1							
荒東	6	58	235	30.6%	47.7									
志津川	双苗	1	9	27	37.0%	56.9	0	1						
清水	大上坊	4	18	63	36.5%	56.4	1	1						
	清水	10	108	415	27.7%	47.7	1	1						
	細浦	7	80	278	31.3%	49.8	1	1						
入谷	志津川	入谷	伊里前 志津川	伊里前	1	14	59	23.7%	43.3	1	1			
				志津川	6	57	200	30.0%	49.7	2	1			
			入谷	二区	6	63	213	32.9%	50.2	3	1			
				三区	5	74	262	31.3%	48.6					
				四区	4	36	135	31.9%	47.1	3	1			
				五区	3	33	117	29.1%	51.6					
				六区	5	39	161	34.8%	51.9	1	1			
				七区	4	42	170	27.6%	46.2	0	1			
				八区	6	54	205	35.6%	51.6	1	1			
				九区	6	53	195	33.8%	49.3	2	1			
				十区	7	70	280	31.1%	50.5	2	1			
				歌津	歌津	伊里前	伊里前	弘川	1	11	35	45.7%	53.4	1
			上沢					3	30	99	34.3%	53.4	1	1
樋の口	1	12	46					32.6%	53.0	1	1			
中在	4	26	70					30.0%	46.9	1	1			
石泉	8	92	314					19.7%	44.6	1	1			
韭の浜	6	70	298					30.5%	48.0	1	1			
寄木	5	45	189					31.2%	49.1	1	1			
伊里前上	17	197	613					28.2%	47.2					
伊里前下	17	213	634					24.1%	46.1	4	1			
館浜	6	80	324					26.2%	47.1	2	1			
泊浜	12	131	577	26.0%	46.9	1	1							
歌津	歌津	名足	名足	馬場	3	45	194	32.0%	48.7	1	1			
				中山	5	54	219	27.4%	45.6	1	1			
				名足	13	142	512	26.2%	45.2	1	1			
				石浜	5	63	232	31.5%	50.9	1	1			
				田の浦	8	96	366	30.1%	47.6	1	1			
				港	11	121	470	28.7%	47.8	1	1			
				伊里前	伊里前									
町合計						5,367	17,938	29.1%	47.9	61	61			
平均						72.5	242.4	29.1%	47.9	←1行政区あたりの平均				

③ 他の市町村では、指針などで「協働」を下記のとおり定義しています。

市町村名	指針等の名称	策定年月日	協働の定義
登米市	協働のまちづくり指針	平成19年5月	市民と行政が、まちづくりに関する共通の目標を持ち、その実現に向かって個々の持っている能力を最大限活用し、互いの信頼関係の下、協力してまちづくりに取り組むこと。
東松島市	協働のまちづくり指針	平成19年12月	市民、市議会及び市がそれぞれの果たすべき役割を認識し、相互に協力して行動すること。
角田市	協働のまちづくり推進基本指針	平成18年5月	市民と行政が対等の立場で、創造的に相互に補完しあいながら、自治力、行政力を高め、そしてお互いの役割を果たし、潤いのある豊かな地域社会を創り上げていくこと。
多賀城市	市民活動促進指針	平成18年6月	市民活動団体や企業、行政等2つ以上の異なる組織が、お互いに抱えている社会的問題の解決に向け、それぞれの責任と役割を明らかにしながら、対等な立場で取り組むこと。
亘理町	協働のまちづくり計画	平成20年4月	町民、議会及び町が、それぞれの責務を自覚し、共通の目的を実現するために、ともに協力すること。
岩沼市	中間報告書（愛着と創造のまちづくり） ：協働のまちづくり推進会議（市民委員）	平成21年3月	市民と行政がまちづくりに関して共通の目標を持ち、地域の課題や社会の問題解決のために連携し、得意分野や特徴を活かし補完しあって取り組むこと。
	中間報告書（協働のまち岩沼） ：協働のまちづくり検討委員会（行政委員）	平成21年3月	市民と行政が共通の目標（社会的課題の解決）のため、それぞれ共に責任と自らの果たすべき役割を自覚して、知識、技術等互いの特徴を活かし、尊重し合いながら対等の立場で知恵と力を出し合い、相乗効果を生みながら積極的に取り組んでいくこと。
岩手県 北上市	協働によるまちづくり推進指針	平成17年5月	分野の異なる主体（市民・企業・行政）が活動するうえで、それぞれが共通の目的意識を持って課題を解決するために、自主性を持つ対等な立場のもとで、それぞれが持つ能力（得意分野の技術・労力・資金など）を持ち寄り、相乗効果をあげながら、力を合わせて取り組むこと。

④ 本指針は、下記のようなプロセス（過程）を経て策定しました。



⑤ 本指針は下記のメンバー（人）が、協力して策定しました。

■ 南三陸町協働によるまちづくり基本指針策定委員

氏名	役職等	備考
後藤 一磨	公募委員	委員長
佐藤 かつよ	公募委員	副委員長
高橋 長泰	志津川地区公民館連絡協議会副会長	
佐々木 まなみ	主婦（放課後児童クラブ指導員）	
佐藤 昇二	折立地区公民館長	
佐藤 あや子	荒町地区婦人会 事務局	
山内 日出夫	グリーンウェーブ入谷構想促進委員会会長	
阿部 國博	すばらしい入谷をつくる協議会副会長	
渡邊 すみ子	環境審議会委員他	
畠山 克則	漁協青年部顧問他	
芳賀 工	地域貢献倶楽部あきベエ事務局長	
小松 千春	町内企業推薦（ホテル観洋）	
西城 康一	南三陸町戸倉地域振興センター所長	
千葉 晴敏	南三陸町入谷地域振興センター所長	
千葉 和之	南三陸町歌津地域振興センター所長	

■ アドバイザー

氏名	役職等	備考
榊原 進	（特活）都市デザインワークス 代表理事	

■ 協力

氏名	役職	備考
三塚 秀樹	宮城県企画部地域振興課 技術主査	
大内 浩昭	宮城県企画部地域振興課 主事	

■ 事務局 企画課

⑥ 本指針の策定のために、策定委員会を延べ15回開催して話し合いを行いました。

年 月 日	事 業 等	備 考
20年9月25日	第1回南三陸町協働のまちづくり検討会議	協働によるまちづくりについて
10月30日	第2回南三陸町協働のまちづくり検討会議	基本指針策定委員会について
11月6日	第3回南三陸町協働のまちづくり検討会議	協働とは 基本指針策定について
21年1月29日	第1回南三陸町協働によるまちづくり基本指針策定委員会	委嘱状交付 指針策定について
2月26日	第2回南三陸町協働によるまちづくり基本指針策定委員会	協働についての講話と意見交換
3月12日	第3回南三陸町協働によるまちづくり基本指針策定委員会	南三陸町の現状について
4月9日	第4回南三陸町協働によるまちづくり基本指針策定委員会	町の課題について
5月14日	第5回南三陸町協働によるまちづくり基本指針策定委員会	町の課題について
6月11日	第6回南三陸町協働によるまちづくり基本指針策定委員会	検討項目、今後の進め方について
7月9日	第7回南三陸町協働によるまちづくり基本指針策定委員会	協働まちづくりの定義
7月23日	第8回南三陸町協働によるまちづくり基本指針策定委員会	地域と行政の役割
8月6日	第9回南三陸町協働によるまちづくり基本指針策定委員会	地域振興センターのあり方、地域 コミュニティーについて
8月27日	第10回南三陸町協働によるまちづくり基本指針策定委員会	指針骨子（案）について 職員研修について 地域振興センターについて
8月27日	協働によるまちづくり南三陸町職員研修	協働によるまちづくりとは 職員の役割
9月10日	第11回南三陸町協働によるまちづくり基本指針策定委員会	地域と行政の関係について
9月24日	第12回南三陸町協働によるまちづくり基本指針策定委員会	指針骨子（案）について
10月28日	第13回南三陸町協働によるまちづくり基本指針策定委員会	指針原案について
11月19日	第14回南三陸町協働によるまちづくり基本指針策定委員会	指針原案について
11月26日	第15回南三陸町協働によるまちづくり基本指針策定委員会	指針原案について